

■敷地、面積、高さ、その他の規定

項目	内容	チェック欄
1. 建築物と敷地の関係は適切か		
用途上の可分・不可分	・敷地に複数の建築物を建築する場合（既存建築物を含む）、相互の建築物が機能上関連しているか	<input type="checkbox"/>
敷地面積の算定	・2項道路と接している場合、後退部分の面積を敷地面積から除いているか ・敷地内にある計画道路は、敷地面積に算入できる。法第42条第1項第4号による道路は除く ・角敷地のすみ切り部分を敷地面積から除外するが、条例等で算入できる場合を定めている（東京都等）	<input type="checkbox"/>
2. 面積の算定方法は適切か		
建築面積の算定	・外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積として算定しているか	<input type="checkbox"/>
不算入部分	・地階で地盤面上1m以下にある部分は建築面積に算入しない ・軒、ひさし等で1m以上突き出しているものがある場合、その先端から1m後退した線で囲まれた部分を算入する ・高い開放性を有する建築物又はその部分の場合、その端から水平距離1m以内の部分は算入しない	<input type="checkbox"/>
床面積の算定	・床面積の算定方法に基づき算定しているか	<input type="checkbox"/>
3. 高さ等の算定方法は適切か		
高さの算定	・道路斜線制限の場合 ①前面道路の路面の中心線から測っているか ②後退緩和適用時、後退距離の算定から除く物置等は前面道路の路面の中心線から測っているか ③塔屋がある場合の不算入部分は適切か ・隣地斜線制限及び高度地区の北側斜線以外の場合 ①地盤面から測っているか ②塔屋がある場合の不算入部分は適切か ・北側斜線制限、高度地区の北側斜線制限及び避雷設備の設置の場合 ①地盤面から測っているか ②塔屋を含め算定しているか ・第1種・第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内の絶対高さ制限及び日影規制の場合 ①地盤面から測っているか ②塔屋がある場合の不算入部分は適切か	<input type="checkbox"/>
軒の高さの算定	・地盤面から測っているか ・小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高として算定しているか	<input type="checkbox"/>
4. 階数の算定方法は適切か		
階数の算定	・建築物の一部が吹抜けとなっている場合等、階数が最大のところで算定しているか	<input type="checkbox"/>
不算入部分	・昇降機塔等の水平投影面積が建築面積の1/8以下であれば算入しない	<input type="checkbox"/>
5. 地盤面の算定方法は適切か		
地盤面の算定	・建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面としているか（建築物単位） ・高低差が3mを超える場合は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面としているか	<input type="checkbox"/>
平均地盤面の算定	・日影規制の場合、高低差3mに関係なく建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さとして算定しているか（敷地単位）	<input type="checkbox"/>
建築物が周囲の地面と接する位置	・建築物本体の外壁又はこれに代わる柱の中心線を結んだ位置としているか（外壁等の面において算定する方が妥当の場合、中心線ではなく外壁の面とすることができる） ・特殊な場合（ドライエリア等）、取扱いを確認しているか	<input type="checkbox"/>
6. 耐火建築物・準耐火建築物等の構造は適切か		
耐火建築物の要件	・主要構造部が耐火構造又は耐火建築物の主要構造部に関する技術基準に適合するものであるか ・外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けているか	<input type="checkbox"/>
準耐火建築物の要件	・準耐火建築物（イ）の場合 ①主要構造部が準耐火構造であるか ②外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けているか ・準耐火建築物（ロー1）の場合 ①外壁が耐火構造であるか、屋根は不燃材料等であるか ②屋根の延焼のおそれのある部分が法86条の4の場合を除き準耐火構造等であるか ③外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けているか ・準耐火建築物（ロー2）の場合 ①主要構造部の柱及びはりが不燃材料であるか、主要構造部の壁、階段が準不燃材料であるか ②外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造であるか ③屋根は、不燃材料又は大臣が認めて指定したものであるか、床は、準不燃材料で造られているか ④3階以上の階における床は、準耐火構造等であるか ⑤外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けているか	<input type="checkbox"/>
法第21条の規定に適合する建築物の要件	・建物の規模により主要構造部が以下の構造になっているか ①規模の制限無し → 耐火構造（耐火検証法も可） ②規模の制限無し → 火災時倒壊防止構造 ③地階を除く4階以下 → 75分間準耐火構造+90分間準耐火構造（階段室の壁） ④地階を除く3階以下 → 1時間準耐火基準の準耐火構造 ⑤地階を除く2階以下 → 令第115条の2第1項の所定の基準の構造 ・上記以外の所定の基準を満たしているか	<input type="checkbox"/>
法第27条第1項の規定に適合する建築物の要件	・主要構造部等が以下の構造で、他所定の基準を満たしているか ①避難時倒壊防止構造+自力避難困難者が使用する用途以外の用途、他所定の基準を満たすもの ②準耐火構造（45分，ロー1，ロー2）+用途に供する部分が所定の床面積以上であるもの等 ③準耐火構造（1時間準耐火基準）+木造3階共同住宅・学校等の用途、他所定の基準を満たすもの ④耐火構造（耐火検証法も可） ・延焼のおそれのある部分及び他の外壁開口部から火災が到達するおそれのある部分の開口部に防火設備（片面20分間（屋内への遮炎性））を設けているか	<input type="checkbox"/>

延焼防止建築物（耐火同等建築物）の要件（第61条関連）	<ul style="list-style-type: none"> 用途に応じて以下の構造になっているか <ul style="list-style-type: none"> ①共同住宅等 → 外壁、軒裏：90分間準耐火構造+※防火設備+※主要構造部：1時間準耐火基準 ②物販店舗 → 外壁、軒裏：90分準耐火構造+30分間防火設備+※主要構造部：1時間準耐火基準 ③劇場、学校、飲食等 → 外壁、軒裏：75分間準耐火構造+※防火設備+※主要構造部：1時間準耐火基準 ④戸建住宅 → 外壁、軒裏：75分間準耐火構造+※防火設備+※主要構造部：45分間準耐火構造 ※防火設備：法第2条第九号のニロ、主要構造部：外壁、屋根、階段除く 所定の基準を満たしているか（上記共通） <ul style="list-style-type: none"> →地階を除く階数≤3、延べ面積≤3000㎡（④は200㎡）、外部開口部の開口率、所定の防火区画、スプリンクラー設備等（④は不要） 卸売市場の上屋、機械製作工場等の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①主要構造部は、不燃材料で造られているか ②外壁開口部設備は、20分間防火設備となっているか 	<input type="checkbox"/>
準延焼防止建築物（準耐火同等建築物）の要件（第61条関連）	<ul style="list-style-type: none"> 準防火地域内にある地階を除く階数が3で延べ面積500㎡以下の建築物の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①開口部の構造・面積等が所定の基準を満たしているか ②外壁、軒裏、柱、はり、床、屋根、天井等が所定の構造となっているか ③3階の室の部分とそれ以外の部分とが、間仕切壁又は戸で区画されているか 延べ面積が50㎡以内の平屋の附属建築物の場合：外壁・軒裏は、防火構造となっているか 上記共通：外壁開口部設備は、20分間防火設備となっているか 	<input type="checkbox"/>
延焼のおそれのある部分	<ul style="list-style-type: none"> 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は1の建築物とみなす）相互の外壁間の中心線から、1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分となっているか。 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 以下の部分は除く <ul style="list-style-type: none"> ①防火上有効な公園、広場、川等又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分 ②建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分 	<input type="checkbox"/>
7. 既存不適格建築物の取扱いは適切か		
既存不適格建築物の制限緩和	<p>既存不適格建築物の増改築を行う場合、一定の要件を満たせば次の各規定について適用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ①用途地域の用途制限 ②容積率の制限 ③防火地域・準防火地域の構造制限 ④特殊建築物の構造制限 ⑤高度利用地区内などの容積率・建築面積の制限 ⑥防火壁の設置 ⑦長屋等の界壁の制限 ⑧非常用エレベータの設置 	<input type="checkbox"/>
	既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、上記②～⑧の各規定について適用しない（用途変更を除き、用途制限がかかることに注意）	<input type="checkbox"/>
8. 用途変更の取扱いは適切か		
確認申請が必要な用途変更	建築物の用途を変更して法第6条第1項一号の特殊建築物とする場合、政令で指定する類似の用途相互間における用途変更を除き、確認申請等を要する	<input type="checkbox"/>
法の適用範囲	建築物の用途を変更する場合、以下を除き法48条など、用途に係わる法又は法に基づく条例の規定が適用される	<input type="checkbox"/>
緩和	<p>既存不適格建築物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①政令で指定する類似の用途相互間の用途変更であり、かつ、修繕・模様替をしない（又は大規模でない）場合は、法48条以外の規定を適用しない ②用途変更が政令で定める範囲内であれば法48条の規定を適用しない 	<input type="checkbox"/>
■集団規定等		
9. 建築物と道路の関係は適切か		
接道	<p>都市計画区域、準都市計画区域内の建築物の敷地の場合、法第42条で定める道路に2m以上接しているか</p> <p>敷地が2項道路に接している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①道路の中心線から2m後退した位置を道路境界線とみなしているか ②一方にがけ地、川等がある場合その境界線から4m後退した位置を道路境界線とみなしているか <p>敷地と道路との間に水路がある場合等、水路占用許可を受けているか。この場合に法第43条の規定による許可又は認定を要する場合がある</p>	<input type="checkbox"/>
緩和	道路に2m以上接していない場合、省令で定める基準に適合する建築物で特定行政庁から許可又は認定を受けているか、許可通知書・認定書の内容と整合しているか	<input type="checkbox"/>
道路内の建築制限	道路内に建築物（門、塀、扉、擁壁、建築設備等を含む）が突出していないか	<input type="checkbox"/>
緩和	公衆便所等の場合、特定行政庁の許可、認定を受けているか、許可通知書等の内容と整合しているか	<input type="checkbox"/>
壁面線による建築制限	壁面線の指定がある場合、建築物の壁、柱又は高さ2mを超える門、塀等は、壁面線を越えて建築していないか	<input type="checkbox"/>
緩和	歩廊等の場合、特定行政庁の許可を受けているか、許可通知書内容と整合しているか	<input type="checkbox"/>
10. 用途制限による建築制限は適切か		
用途地域による建築制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築場所の用途地域に適合した建築物か 敷地が2以上の用途地域にわたる場合、敷地の過半の属する用途地域の制限に適合しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<p>用途地域に適合しない建築物の場合、特定行政庁の許可を受けているか、許可通知書内容と整合しているか</p> <p>既存不適格建築物の増改築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基準時の敷地か、増改築後の建蔽率・容積率は基準時の敷地面積に対して適合しているか ②増改築後の床面積は基準時の床面積の1.2倍以内であるか ③増改築後の不適格部分の床面積は基準時の不適格面積の1.2倍以内であるか ④増改築後の原動機の出力・台数・容量は基準時の1.2倍以内であるか 	<input type="checkbox"/>

11. 容積率の算定は適切か		<input type="checkbox"/>
容積率の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画で定められた数値と前面道路幅員（幅員<12mの場合）による数値のうち、小さい方の数値となっているか ・敷地が容積率の異なる2以上の地域にわたる場合、それぞれの地域に属する敷地の面積比による加重平均で算定しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車車庫等の緩和を適用する場合、床面積に算入しない車庫・自転車置場等の部分は、敷地内の建築物の床面積の合計の1/5を超えていないか ・備蓄倉庫、蓄電池設置、自家発電設備設置、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分の緩和を適用する場合、床面積に算入しないこれらの部分は、敷地内の床面積の合計の1/50（備蓄倉庫・蓄電池）、1/100（自家発電設備・貯水槽・宅配ボックス設置部分）を超えていないか ・住宅の地下室及び老人ホーム等の地階緩和を適用する場合、住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分であるか、天井が地盤面からの高さ1m以下にあるか、床面積に算入しない地下の部分が、住宅及び老人ホーム等用途の部分の床面積の合計の1/3を超えていないか ・共同住宅及び老人ホーム等の廊下等の緩和を適用する場合、共用の廊下（エントランスホール及びエレベーターホールで共用のものを含む）及び階段の部分の床面積を延べ面積から除外しているか ・昇降機の昇降路の緩和を適用する場合、エレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積から除外しているか（エスカレーター、小荷物専用昇降機、エレベーター機械室は容積率対象の延べ面積から除外できない） 	<input type="checkbox"/>
12. 建蔽率の算定は適切か		<input type="checkbox"/>
建蔽率の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・法又は都市計画で定められた数値以内か ・敷地が建蔽率の異なる2以上の地域にわたる場合、それぞれの地域に属する敷地の面積比による加重平均で算定しているか ・建蔽率の限度が8/10とされている地域内の防火地域内にある耐火建築物又は延焼防止建築物（耐火同等建築物）の場合は規制対象外 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> ① 建蔽率の限度が8/10とされている地域以外の防火地域内にある耐火建築物又は延焼防止建築物（耐火同等建築物）の場合+1/10 ② 準防火地域内にある耐火建築物及び延焼防止建築物（耐火同等建築物）又は準耐火建築物及び準延焼防止建築物（準耐火同等建築物）の場合+1/10 ③ 角地緩和を適用する場合、敷地が特定行政庁の指定する角地に該当すれば+1/10（両方に該当する場合+2/10） 	<input type="checkbox"/>
13. 高さ制限は適切か		<input type="checkbox"/>
最高高さの限度	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内の場合、特定行政庁の許可又は認定を受けた場合を除き、高さが10m（又は12m）以下となっているか、許可等を受けている場合は許可通知書内容と整合しているか 	<input type="checkbox"/>
道路斜線制限	<ul style="list-style-type: none"> 斜線勾配及び斜線制限の適用距離は、用途地域及び容積率の限度に応じて適切にとられているか 敷地が2以上の用途地域等にわたる場合 <ul style="list-style-type: none"> ①斜線勾配は、敷地が属する地域等ごとの勾配が適用されているか ②適用距離は、前面道路に接する地域等の距離が適用されているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> セットバックによる緩和を適用する場合、後退距離のとり方は適切か 住居系用途地域の斜線勾配の緩和を適用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の属する用途地域は1中高・2中高又は1住・2住・準住であるか ②前面道路幅員が12m以上であるか ③前面道路の反対側からの水平距離が前面道路幅員の1.25倍を超える部分は1.5勾配を適用しているか 前面道路が2以上あるときの緩和を適用する場合、幅員が最大の前面道路からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35m以内の区域及びその他の前面道路の中心線から10mを超える区域は最大の幅員の前面道路と同じ幅員とみなしているか 前面道路の反対側に公園、水面、線路敷き等があるときの緩和を適用する場合、当該公園等の反対側に前面道路の反対側の境界線があるものとみなす 敷地の地盤面が前面道路より1m以上高いときの緩和を適用する場合、前面道路が（高低差-1m）×1/2 だけ高い位置にあるものとみなす 特定行政庁の認定を受け計画道路等を前面道路とみなす場合、認定通知書内容と整合しているか 	<input type="checkbox"/>
天空率を用いている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路から後退している場合、計画建築物の後退距離は道路高さ制限適合建築物の後退距離以上としているか ・道路高さ制限適合建築物の適用範囲としているか ・階段室等がある場合、計画建築物に含めて算定しているか ・道路制限勾配が異なる地域にわたる場合、異なる地域ごとに区分し算定比較しているか ・前面道路が2以上ある場合、令第132条、134条第2項により敷地の区域ごと算定比較しているか ・算定位置は境界線の延長が前面道路の幅員の1/2を超えるときは、境界線上に前面道路の幅員の1/2以内の間隔で均等に配置した位置としているか ・敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより1m以上高い場合、前面道路が（高低差-1m）×1/2 だけ高い位置にあるものとみなす 	<input type="checkbox"/>

隣地斜線制限	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系用途地域内の建築物の場合、高さ20mを超える部分について1.25勾配を適用しているか ・住居系用途地域以外又は用途地域無指定区域内の建築物の場合、高さ31mを超える部分について2.5勾配を適用しているか ・建築物が隣地境界線より後退している場合、隣地境界線までの水平距離に、高さ20m又は31mを超える建築物の部分から隣地境界線までの距離の最小寸法を加えた距離により算定しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<p>敷地が公園、線路敷に面するときの緩和を適用する場合、当該公園等の幅の1/2だけ外側に隣地境界線があるものとみなす（街区公園の場合は緩和の対象とならない、高架の線路敷も対象外となる場合がある）</p> <p>敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上低いときの緩和を適用する場合、敷地地盤面が（高低差-1m）×1/2だけ高い位置にあるものとみなす</p>	<input type="checkbox"/>
天空率を用いている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界線から後退している場合、計画建築物の後退距離は隣地高さ制限適合建築物の後退距離以上としているか ・階段室等がある場合、計画建築物に含めて算定しているか ・隣地制限勾配が異なる地域にわたる場合、異なる地域ごとに区分し算定比較しているか ・隣地制限勾配が1.25の区域内の建築物の算定位置は、隣地境界線から16mだけ外側の線（基準線）の計画建築物の敷地に面する部分の位置とし、その位置の間の基準線の延長が8mを超える場合は8m以内の間隔で均等に配置した位置か ・隣地制限勾配が2.5の区域内の建築物の算定位置は、隣地境界線から12.4mだけ外側の線（基準線）の計画建築物の敷地に面する部分の位置とし、その位置の間の基準線の延長が6.2mを超える場合は6.2m以内の間隔で均等に配置した位置か ・敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上低い場合、敷地地盤面が（高低差-1m）×1/2だけ高い位置にあるものとみなす 	<input type="checkbox"/>
北側斜線制限	<p>第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域又は第1種・第2種中高層住居専用地域内の建築物の場合、配置図上の真北方向、建築物の部分と隣地境界線との距離等適切な位置で算定しているか、第1種・第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の場合は5m、第1種・第2種中高層住居専用地域の場合は10mを加えた高さで1.25勾配を適用しているか</p>	<input type="checkbox"/>
緩和	<p>北側の前面道路の反対側に水面等がある場合又は敷地が北側で水面等に接する場合、道路の反対側の境界線又は水面等に接する隣地境界線は、水面等の幅の1/2だけ外側にあるものとみなしているか</p> <p>敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地）の地盤面より1m以上低い場合、敷地地盤面が（高低差-1m）×1/2だけ高い位置にあるものとみなす</p>	<input type="checkbox"/>
天空率を用いた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・棟飾等がある場合、計画建築物に含めて算定しているか ・北側制限高さが異なる地域にわたる場合、異なる地域ごとに区分し算定比較しているか ・第1種・第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物の算定位置は敷地境界線から真北方向へ4mだけ外側の線（基準線）の計画建築物の敷地の真北に面する部分の両端上に位置とし、1m以内の間隔で均等に配置した位置か ・第1種・第2種中高層住居専用地域内の建築物の算定位置は、敷地境界線から真北方向へ8mだけ外側の線（基準線）の計画建築物の敷地の真北に面する部分の両端上に位置とし、2m以内の間隔で均等に配置した位置か ・敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上低い場合、敷地地盤面が（高低差-1m）×1/2だけ高い位置にあるものとみなす 	<input type="checkbox"/>
高度地区内の制限	<p>都市計画で定められた制限に適合しているか、隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの水平距離のとり方は適切か</p>	<input type="checkbox"/>
緩和	<p>敷地の北側又は北側の前面道路等の反対側に水路、線路敷等があるときの緩和を適用する場合、当該水路等の幅の1/2だけ外側に前面道路の反対側の境界線又は敷地境界線があるものとみなす（北側が公園の場合は緩和されない）</p> <p>敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面より1m以上低いときの緩和を適用する場合、敷地地盤面が（高低差-1m）×1/2だけ高い位置にあるものとみなす（北側が道路の場合、道路との高低差ではなく、道路の反対側の敷地との高低差により適用する）</p>	<input type="checkbox"/>
日影規制	<ul style="list-style-type: none"> ・建築場所及び日影を生じさせる隣地等において制限を受ける建築物か ・制限を受ける既存建築物はないか ・全ての建築物を一の建築物とみなしているか ・日影図の真北の設定は適切か ・対象区域に応じた測定水平面としているか ・測定線の設定は適切か ・測定水平面上で冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごと午後4時まで（北海道の場合午前9時から午後3時）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間等が明示され適切か 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・適合しない建築物の場合、特定行政庁の許可を受けているか、許可図書の内容と整合しているか ・許可を受けた建築物に増築等を行う場合で、再許可を受けない場合は、増築等が所定の範囲内であるか <p>敷地が道路、水面等に接する場合、敷地境界線は、道路、水面等の幅の1/2だけ外側とみなしているか（道路、水面等の幅が10mを超えるときは反対側の境界線から敷地側に5mの線を敷地境界線とみなす）</p> <p>敷地の地盤面が隣地等の地盤面より1m以上低い場合、敷地の平均地盤面は（高低差-1m）×1/2だけ高い位置にあるとみなしているか</p>	<input type="checkbox"/>

14. 防火地域等による構造制限は適切か		<input type="checkbox"/>
防火地域内の構造制限	<ul style="list-style-type: none"> ・階数≥ 3又は延べ面積$> 100\text{m}^2$の建築物の場合：耐火建築物又は延焼防止建築物としているか ・上記以外の建築物の場合：耐火建築物、延焼防止建築物、準耐火建築物、準延焼防止建築物のいずれかとしているか ・附属する高さ$> 2\text{m}$の門、塀について、次のいずれかとしているか <ul style="list-style-type: none"> ①不燃材料で造るか若しくは覆っているか ②24mm以上の木材で造っているか ③30mm以上の土塗真壁で造っているか（塀のみ） 	<input type="checkbox"/>
準防火地域内の構造制限	<ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数≥ 4及び延べ面積$> 1500\text{m}^2$の建築物の場合：耐火建築物又は延焼防止建築物としているか ・$500\text{m}^2 < \text{延べ面積} \leq 1500\text{m}^2$及び地階を除く階数が3以上の建築物の場合：耐火建築物、延焼防止建築物、準耐火建築物、準延焼防止建築物のいずれかとしているか ・上記以外の木造の建築物の場合、防火構造の建築物としているか ・木造建築物等に付属する高さ$> 2\text{m}$の門・塀（延焼のおそれのある部分に限る）：防火地域内の門、塀と同様 	<input type="checkbox"/>
防火地域・準防火地域共通の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火構造又は準耐火構造でない屋根は不燃材料で造り又はふいているか ・外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けているか ・建築物が防火地域、準防火地域、無指定区域にわたる場合、建築物の全部について最も制限が厳しい地域の規定が適用されているか 	<input type="checkbox"/>

■ 単体規定等

15. 敷地の衛生・安全上の措置等は適切か		<input type="checkbox"/>
敷地の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が道路の境より低い場合：敷地内の排水に支障がないような措置が講じられているか ・湿潤な土地・ごみの埋立地等に建築する場合：盛土・地盤改良等、衛生上又は安全上必要な措置が講じられているか ・がけ崩れ等による被害を受けるおそれがある場合等：擁壁を設けているか ・がけに近接して建築する場合：地方公共団体が定める条例に適合しているか 	<input type="checkbox"/>
16. 防火上の構造制限は適切か		<input type="checkbox"/>
大規模の木造建築物の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が4以上の建築物又は高さ$> 16\text{m}$（倉庫・車庫は高さ$> 13\text{m}$）：原則として主要構造部を耐火構造又は通常火災終了まで倒壊及び延焼しない準耐火構造としているか ・延べ面積$> 3000\text{m}^2$の建築物：主要構造部を耐火構造又は3000m^2以内ごとに区画し、壁等を所定の構造としているか ・延べ面積$> 1000\text{m}^2$の木造建築物等：外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根を不燃材料で造り又はふいているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	・延焼上有効な空地が確保される場合は規制対象外	<input type="checkbox"/>
法22条指定区域内の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物：屋根を不燃材料で造り又はふいているか ・木造建築物等：外壁のうち延焼のおそれのある部分を準防火性能を有する構造としているか 	<input type="checkbox"/>
防火壁又は防火床の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積$> 1000\text{m}^2$の建築物：令第113条の規定による構造の防火壁又は防火床によって1000m^2以内に区画しているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・防火壁又は防火床の構造 <ul style="list-style-type: none"> ① 自立する耐火構造の壁又は床（支える壁・柱・はりを含む）か ② 木造建築物は無筋コンクリート又は組積造は不可 ③ 防火壁は壁、屋根から50cm以上突き出しているか ④ 防火床は150cmの突出+床上5mの防火構造の外壁、床上5mの耐火構造の外壁又は床上下5mの準耐火構造の外壁のいずれかとしているか ⑤ 開口部寸法は幅、$2.5 \times 2.5\text{m}$以下で特定防火設備としているか（堅穴区画は耐火構造+特防） ⑥ 区画貫通部の給排水隙間は不燃材料で充填、風道は熱、煙感知機による自動閉鎖機構としているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物：設置不要 ・卸売市場の上家、機械製作工場等：主要構造部が不燃材料で造られたもの等又は令第115条の2で定める技術的基準に適合するものは設置不要 ・畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場・養殖場の上家：大臣が定める基準に適合したもの 	<input type="checkbox"/>
特殊建築物の構造制限	<ul style="list-style-type: none"> ・用途、規模等に応じて、適切な構造の建築物としているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が3で延べ面積が200m^2未満の特殊建築物：所定の要件を満たす場合、耐火建築物以外とすることができる 	<input type="checkbox"/>
17. 採光に有効な面積は適切か		<input type="checkbox"/>
採光有効開口面積	住宅、学校、病院等及び政令で定める児童福祉施設等：採光上有効な面積の算定方法を用い住宅の場合居室の床面積 $1/7$ 以上、その他の建築物は $1/5 \sim 1/10$ までの間で政令で定める割合以上か	<input type="checkbox"/>
18. シックハウス対策は適切か		<input type="checkbox"/>
居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 居室を有する建築物：建築材料表及び換気設備、天井裏等の制限等を明示した事項が添えられているか 増築工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①既存建築物の換気設備 ②既存建築物が建築後5年経過していない場合の内装、天井裏等の措置 	<input type="checkbox"/>

19. 防火区画の構造は適切か		<input type="checkbox"/>
面積区画	<ul style="list-style-type: none"> 下記の建築物の場合、1500㎡以内ごとに1時間準耐火基準（令第112条第2項）に適合する準耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画しているか（主要構造部が耐火構造の場合は耐火構造） <ul style="list-style-type: none"> ①主要構造部を耐火構造とした建築物、法第2条第九号の三イ若しくはロに該当する建築物 ②延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 下記の建築物の場合、500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画し、かつ防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏まで達せしめているか <ul style="list-style-type: none"> ①法第21条第1項の規定により、第109条の5第一号に適合する建築物（通常火災終了時間が1時間以上であるものを除く。） ②法第27条第1項の規定により、令第110条第一号に適合する特殊建築物（特定避難時間が1時間以上であるものを除く） ③法第27条第3項の規定により、準耐火建築物とした建築物（第109条の3第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く） ④法第61条の規定により、第136条の2第二号に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第109条の3第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く） ⑤法第67条第1項の規定により、準耐火建築物等とした建築物（第109条の3第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く） 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 下記の建築物の場合、1000㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画しているか <ul style="list-style-type: none"> ①法第21条第1項の規定により、第109条の5第一号に適合する建築物（通常火災終了時間が1時間以上であるものに限り） ②法第27条第1項の規定により、第110条第一号に適合する特殊建築物（特定避難時間が1時間以上であるものに限り） ③法第27条第3項の規定により、準耐火建築物とした建築物（第109条の3第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り） ④法第61条の規定により、第136条の2第二号に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第109条の3第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り） ⑤法第67条第1項の規定により、準耐火建築物等とした建築物（第109条の3第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限り） 	<input type="checkbox"/>
面積区画の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 下記に該当する場合、面積区画が免除される <ul style="list-style-type: none"> ①劇場、映画館、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場等で、用途上やむを得ず区画できない部分 ②階段室の部分等で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されたもの 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 内装仕上を準不燃材料とした体育館・工場等→令第112条第4項及び第5項について適用除外 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> スプリンクラー設備など自動消火設置部分→自動消火設備設置部分は1/2で算定 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 1500㎡の面積区画（令第112条第1項）の適用の際に、一定の要件を満たす空間部分がある場合→特定防火設備で区画されているものとみなす 	<input type="checkbox"/>
防火上主要な間仕切壁の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 下記に該当する場合は、防火上主要な間仕切壁を耐火、準耐火構造とする必要がなく、小屋裏又は天井裏まで達せしめる必要もない <ul style="list-style-type: none"> ①床面積が200㎡以下の階または床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁もしくは防火設備で区画し、自動式のスプリンクラー設備等を設けた部分 ②居室の床面積が100㎡以下の階または居室の床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の壁もしくは防火設備で区画されている部分（これらの階または部分の各居室に煙感知式の自火報等を設けたものに限り）で次のイまたはロに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> イ：各居室から直接屋外への出口等へ避難が可能 ロ：各居室の出口から屋外への出口等の一に至る歩行距離が8m以下（各居室、通路の内装を難燃で仕上げた場合は16m）で、各居室と通路とを壁や常時閉鎖式の戸等で区画 強化天井とした階及び準耐火構造の壁等で区画された部分の天井が強化天井であるもの→防火上主要な間仕切壁を耐火、準耐火構造とする必要があるが、小屋裏又は天井裏まで達せしめる必要がない 	<input type="checkbox"/>
高層区画	<ul style="list-style-type: none"> 11階以上の部分で、各階の床面積の合計>100㎡の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁又は法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 壁、天井の仕上げ及び下地を準不燃材料とした場合→200㎡以内ごとに、耐火構造の床・壁又は特定防火設備で区画すれば足りる 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 壁、天井の仕上げ及び下地を不燃材料とした場合→500㎡以内ごとに、耐火構造の床・壁又は特定防火設備で区画すれば足りる 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（乗降口を含む）、廊下等避難経路にあたる部分、床面積の合計が200㎡以内の共同住宅の住戸で耐火構造の床、壁又は特定防火設備（令第112条第7項により区画すべき建築物は法第2条第九号の二ロに規定する防火設備）で区画→適用除外 	<input type="checkbox"/>

堅穴区画	<ul style="list-style-type: none"> 主要構造部を準耐火構造とした建築物、延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有するもの ①堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニー等を除く。）とを準耐火構造の床、壁又は法第2条第九号の二の二に規定する防火設備で区画しているか ※堅穴部分：階数が2以上である住戸（メゾネット型）、吹抜き部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペース等の部分 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜き部分、階段の部分等でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの → 堅穴区画の適用除外 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜き部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分 → 堅穴区画の適用除外 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 3階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る）の用途に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満の建築物 → 堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とを間仕切壁又は法第2条第九号の二の二の防火設備で区画する ※居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備等を設けた建築物の堅穴部分については、10分間防火設備で区画することができる 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 3階を法別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途（病院、診療所又は児童福祉施設等を除く）に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満の建築物（令第112条第11項に規定する建築物を除く） → 堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とを間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く）で区画する 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも令第112条第1項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。）が次に掲げる基準に適合する場合は、これらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなして、堅穴区画の規定を適用することができる ①当該堅穴部分及び他の堅穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること ②当該堅穴部分と当該他の堅穴部分とが用途上区画することができないものであること 	<input type="checkbox"/>
防火区画に接する外壁	<ul style="list-style-type: none"> 面積区画、高層区画、堅穴区画（令第112条第1項、4～7項、11項）に接する外壁 ①接する部分を含み幅90cm以上の部分を、準耐火構造としているか（外壁面から50cm以上突出した準耐火構造の庇・床・そで壁等がある場合を除く） ②上記部分に開口部がある場合は、法第2条第九号の二の二の防火設備を設けているか 	<input type="checkbox"/>
異種用途区画	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかの適用を受ける場合 ①当該部分と他の部分を1時間準耐火基準の準耐火構造の床・壁又特定防火設備で区画しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 所定の警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合 → 適用除外 	<input type="checkbox"/>
特定防火設備又は防火設備の構造・性能	<ul style="list-style-type: none"> 面積区画、高層区画に設けるもの ①常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸であるか ②随時閉鎖式の場合、煙感知器、熱感知器等の連動の自動閉鎖構造となっているか ③緩和規定（令第112条第1項第2号、第10項）部分については、遮煙性能を有しているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 堅穴区画、異種用途区画に設けるもの ①常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸であるか ②随時閉鎖式の場合、煙感知器等の連動の自動閉鎖構造となっているか（熱感不可） ③遮煙性能を有しているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 常時閉鎖式防火戸は以下の構造となっているか ①常時閉鎖状態を保持し、直接手で開くことができるもの ②自動的に閉鎖するもの（ストッパー等がないもの） ③1枚の戸の面積が3㎡以内のもの ④昇降路の出入口は、人の出入後20秒以内に閉鎖するもの 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 随時閉鎖式防火戸は以下の構造となっているか ①随時閉鎖ができるもの ②感知器、連動制御器、自動閉鎖装置、予備電源を備えたもの ③避難経路に設けるものは、常時閉鎖式防火戸と併設する場合を除き、くぐり戸を設ける ※くぐり戸：直接手で開き、自動的に閉鎖する、幅75cm以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さが15cm以下の防火戸 	<input type="checkbox"/>
防火区画を貫通する配管等	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画を貫通する給水管・配電管等は、以下の構造となっているか ①管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めている ②貫通部分とその両側1m以内の部分の不燃材料で造っている ③管の外径が管の用途、材質等に応じて所定の数値以下となっている 	<input type="checkbox"/>
防火区画を貫通する風道	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画を貫通する風道には、特定防火設備等で以下の要件を満たすものを設けているか ①火災により煙が発生した場合又は温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖すること ②閉鎖した場合に遮煙性能を有すること 	<input type="checkbox"/>

20. 界壁、間仕切壁、隔壁の構造は適切か		<input type="checkbox"/>
長屋・共同住宅の各戸の界壁	<ul style="list-style-type: none"> 以下の構造となっているか <ol style="list-style-type: none"> ①必要な遮音性能を有する構造となっているか ②準耐火構造としているか（主要構造部が耐火構造の場合は耐火構造） 小屋裏又は天井裏まで達せしめているか 	<input type="checkbox"/>
遮音上の界壁の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 天井の構造が、界壁と同等の遮音性能を有する場合 →小屋裏又は天井裏まで達せしめる必要がない 	<input type="checkbox"/>
防火上主要な間仕切壁	<ul style="list-style-type: none"> 以下の用途に設置しているか <ol style="list-style-type: none"> ①学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、マーケット 以下の構造としているか <ol style="list-style-type: none"> ①準耐火構造としているか（主要構造部が耐火構造の場合は耐火構造） ②小屋裏又は天井裏まで達せしめているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 「19.」の防火上主要な間仕切壁の緩和と同様 	<input type="checkbox"/>
小屋裏隔壁	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積>300㎡の建築物の小屋組が木造である場合は以下のいずれかとしているか <ol style="list-style-type: none"> ①小屋裏の直下の天井の全部を強化天井としているか ②桁行間隔12m以内ごとに小屋裏（準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く）に準耐火構造の隔壁を設けているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合、適用外 <ol style="list-style-type: none"> ①法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物 ②第115条の2第1項第七号の基準に適合するもの ③国土交通大臣が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の他家 	<input type="checkbox"/>
21. 内装制限は適切か		<input type="checkbox"/>
特殊建築物の内装制限	<ul style="list-style-type: none"> 一定の特殊建築物 <ol style="list-style-type: none"> ①居室の壁及び天井（天井のない場合は屋根。以下同じ）の仕上げを定められた材料でしているか ②通路等の壁及び天井の仕上げを定められた材料でしているか ③地方公共団体の条例で別途定めている場合がある 	<input type="checkbox"/>
一定規模以上の建築物の内装制限	<ul style="list-style-type: none"> 階数≧3かつ延べ面積>500㎡の建築物 階数=2かつ延べ面積>1000㎡の建築物 階数=1かつ延べ面積>3000㎡の建築物 ①居室の壁（床上1.2m以下の部分を除く）及び天井の仕上げを難燃材料以上でしているか ②通路等の壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上でしているか 	<input type="checkbox"/>
一定規模以上の建築物の内装制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 学校等 100㎡以内ごとに防火区画され、特殊建築物の用途に供しない居室で、主要構造部が耐火構造、準耐火構造の建築物の高さ31m以下の部分 病院、ホテル、旅館、共同住宅、児童福祉施設等の用途に供する特殊建築物の高さ31m以下の部分 →制限なし 	<input type="checkbox"/>
無窓居室の内装制限	<ul style="list-style-type: none"> 天井又は天井から80cm以内の開放できる窓の面積が床面積の1/50未満、かつ、床面積>50㎡の居室（天井高>6mのものを除く） ①居室、通路等とも壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上でしているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 法第28条第1項ただし書により有効採光のない温湿度調整を要する作業室等の居室（天井高>6mのものを除く） ①居室、通路等とも壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上でしているか 	<input type="checkbox"/>
住宅（事務所、店舗等を兼ねるものを含む）の火気使用室の内装制限	<ul style="list-style-type: none"> 階数≧2の住宅（主要構造部を耐火構造としたものを除く）の最上階以外に存する調理室・浴室等 ①壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上でしているか 	<input type="checkbox"/>
住宅以外の火気使用室の内装制限	<ul style="list-style-type: none"> 住宅以外の建築物（主要構造部を耐火構造とした物を除く）の調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室等 ①壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上でしているか 	<input type="checkbox"/>
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものに適合しているか 	<input type="checkbox"/>

22. 階段の各寸法等は適切か		<input type="checkbox"/>
階段の寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の児童用の階段 <ul style="list-style-type: none"> ①段及び踊場の幅$\geq 140\text{cm}$、けあげの寸法$\leq 16\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 26\text{cm}$ ②高さ3m以内ごとに踊場を設けているか <ul style="list-style-type: none"> *両側手すり設置、粗面等滑りにくい仕上げ\rightarrowけあげの寸法$\leq 18\text{cm}$の緩和あり ・中学校（義務教育学校の後期課程を含む） ・高等学校・中等教育学校の生徒用の階段 ・劇場・映画館・集会所等の客用の階段 ・床面積の合計$> 1500\text{m}^2$の物品販売店の客用の階段 <ul style="list-style-type: none"> ①段及び踊場の幅$\geq 140\text{cm}$、けあげの寸法$\leq 18\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 26\text{cm}$ ②高さ3m以内ごとに踊場を設けているか <ul style="list-style-type: none"> *両側手すり設置、粗面等滑りにくい仕上げ\rightarrowけあげの寸法$\leq 20\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 24\text{cm}$の緩和あり ・直上階の居室の床面積の合計$> 200\text{m}^2$の地上階の階段 ・居室の床面積の合計$> 100\text{m}^2$の地階等の階段 <ul style="list-style-type: none"> ①段及び踊場の幅$\geq 120\text{cm}$以上、けあげの寸法$\leq 20\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 24\text{cm}$ ②高さ4m以内ごとに踊場を設けているか ・上記以外及び住宅以外の階段（寄宿舎等（ホテル、店舗、事務所等）） <ul style="list-style-type: none"> ①段及び踊場の幅$\geq 75\text{cm}$、けあげの寸法$\leq 22\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 21\text{cm}$ ②高さ4m以内ごとに踊場を設けているか <ul style="list-style-type: none"> *両側手すり設置、粗面等滑りにくい仕上げ\rightarrowけあげの寸法$\leq 23\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 19\text{cm}$の緩和あり ・階数2以下、面積$> 200\text{m}^2$の建築物の階段 <ul style="list-style-type: none"> *両側手すり設置、粗面等滑りにくい仕上げ、注意して昇降する旨の表示 <ul style="list-style-type: none"> \rightarrow階段及び踊場の幅$\geq 75\text{cm}$以上、けあげの寸法$\leq 23\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 15\text{cm}$の緩和あり ・住宅の階段（共同住宅の共用階段を除く） <ul style="list-style-type: none"> ①段及び踊場の幅$\geq 75\text{cm}$、けあげの寸法$\leq 23\text{cm}$、踏面の寸法$\geq 15\text{cm}$ ②高さ4m以内ごとに踊場を設けているか 	<input type="checkbox"/>
	屋外階段の幅	<input type="checkbox"/>
	①直通階段（令120条、121条）の場合90cm以上、その他の階段の場合60cm以上か	<input type="checkbox"/>
	エレベーター機械室用階段	<input type="checkbox"/>
	①けあげの寸法は23cm以下、踏面の寸法は15cm以上か	<input type="checkbox"/>
その他	階段等の手すり	<input type="checkbox"/>
	①高さ1mを超える部分について手すりを設けているか	<input type="checkbox"/>
	②階段及び踊場の両側（手すりのある側を除く）に、側壁等を設けているか	<input type="checkbox"/>
	幅 $> 3\text{m}$ の階段（けあげ $\leq 15\text{cm}$ かつ踏面 $\geq 30\text{cm}$ のものを除く）：高さ1mを超える部分について中間に手すりを設けているか	<input type="checkbox"/>
	階段に代わるスロープを設ける場合：勾配は1/8以下であるか表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	<input type="checkbox"/>
	特殊建築物に係る階段：屋外階段等に関して地方公共団体の条例で別途定めている場合がある	<input type="checkbox"/>
23. 避難施設の構造は適切か		<input type="checkbox"/>
廊下、避難階段及び出入口に関する規定の適用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・令第118条～第126条については、下記に該当する場合に限り適用 <ul style="list-style-type: none"> ①法別表1（い）欄(1)～(4)に掲げる特殊建築物 ②階数≥ 3の建築物 ③採光上の無窓居室を有する階 ④延べ面積$> 1000\text{m}^2$の建築物 	<input type="checkbox"/>
廊下の幅	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用の廊下 <ul style="list-style-type: none"> ①両側に居室がある場合、有効幅員が2.3m以上であるか ②その他の場合は1.8m以上か ・病院の患者用の廊下 ・共同住宅で住戸の床面積の合計$> 100\text{m}^2$の階における共用廊下 ・居室の床面積の合計$> 200\text{m}^2$（地階にあっては100m^2）の階における廊下（3室以下の専用のものを除く） <ul style="list-style-type: none"> ①両側に居室がある場合、有効幅員が1.6m以上であるか ②その他の場合、有効幅員が1.2m以上であるか 	<input type="checkbox"/>
直通階段の設置と歩行距離	<ul style="list-style-type: none"> ・避難階以外の階 <ul style="list-style-type: none"> ①避難階又は地上に通ずる直通階段を設けているか ②居室の各部分から直通階段までの歩行距離は、居室の用途、主要構造部の構造、居室の存する階数及び内装に応じて定められた一定の数値以下となっているか 	<input type="checkbox"/>

2以上の直通階段の設置	<ul style="list-style-type: none"> 避難階以外の階で特殊建築物の用途に供するもの <ul style="list-style-type: none"> ①用途及び居室の床面積に応じて、2以上の直通階段を設けているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 6階以上の階でその階に居室を有するもの：2以上の直通階段を設けているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては200㎡、その他の階にあっては100㎡を超える場合 (主要構造部が耐火構造・準耐火構造又は不燃材料の場合は400㎡、200㎡) ①2以上の直通階段を設けているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 6階以上の階でその階に居室を有するものについて緩和する場合、以下を満たしているか ①6階以上の階について緩和する場合、次に掲げる以外の用途であるか ・劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・物販店舗 ・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー ・病院・診療所・児童福祉施設等 ②その階の居室の床面積の合計が100㎡以下であるか (主要構造部が耐火構造・準耐火構造又は不燃材料の場合は200㎡以下) ③避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これに類するものが設けられているか ④屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 避難上有効なバルコニー ①バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するもの ②バルコニーは、その一以上の側面が道路又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、タラップその他の避難上有効な手段により道路等に安全に避難できる設備を有すること ③バルコニーの面積は2㎡以上とし、奥行きは75cm以上とすること ④バルコニー（共同住宅の住戸等で専用するものを除く）の各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合は、その開口部に防火戸を設けること ⑤屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること ⑥バルコニーの床は耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 避難上有効な屋外通路 ①当該階の外壁面に沿って設けられ、かつ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡するものであること ②当該階の各部分と容易に連絡するものであること ③幅は60cm以上で、手すりその他の安全に通行するための措置を講じたものであること ④通路の一端は、直通階段に連絡し、他端はタラップその他の避難上有効な手段により、安全な場所に通ずるものであること。ただし、直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合にあっては、両端に避難上有効な手段を設けたものであること ⑤屋内部分との区画、出入口の戸の構造は、バルコニーにおける場合と同様のものであること。ただし、出入口の戸の幅は60cm以上とし、窓その他の開口部は、避難上支障のない位置に設けること 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等のうち、階数が3以下で延べ面積200㎡未満の建築物で、以下①又は②に該当する階は適用外 ①用途に応じて階段区画が施されている建築物 ②令第112条第15項により告示で定める「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまでの煙・ガスの降下が生じない構造」に適合する建築物 	<input type="checkbox"/>
2方向避難	<ul style="list-style-type: none"> 2以上の直通階段を設置した階：居室の各部分から各直通階段にいたる歩行経路の重複区間の長さは、歩行距離の上限値の1/2以下となっているか (重複区間を経由しないで避難上有効なバルコニー等に避難できる場合を除く) 	<input type="checkbox"/>
避難階段又は特別避難階段の設置	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかに該当する場合、避難階段又は特別避難階段としているか ①5階以上の階に通ずる直通階段 ②地下2階以下の階に通ずる直通階段 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかに該当する場合、特別避難階段としているか ①15階以上の階に通ずる直通階段 ②地下3階以下の階に通ずる直通階段 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 避難階段、特別避難階段の設置免除する場合、以下のいずれかに該当しているか ①主要構造部が耐火構造・準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物で、5階以上または地下2階以下の階の床面積の合計≤100㎡の場合 ②主要構造部が耐火構造である建築物で、建物全体を100㎡以内ごとに耐火構造、特定防火設備で防火区画した場合 	<input type="checkbox"/>
物販店舗の避難階段又は特別避難階段の設置	<ul style="list-style-type: none"> 3階以上の階を物販店舗（床面積の合計>1500㎡）の用途に供する建築物 ①各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の避難階段又は特別避難階段を設けているか ②5階以上の売場に通ずるものうち一以上を特別避難階段としているか ③15階以上の売場に通ずるもの全てを特別避難階段としているか 	<input type="checkbox"/>
屋内避難階段の構造	<ul style="list-style-type: none"> 耐火構造の壁で囲んでいるか 天井・壁の仕上げ及び下地は不燃材料か 階段室に採光上有効な開口部又は予備電源付の照明設備を設けているか(非常用照明) 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が1㎡以内ではめごろしの防火設備は除く）は、階段室以外に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く）から90cm以上離して設けているか 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合、開口面積が1㎡以内で、かつ、はめごろしの防火設備を設けているか 階段の出入口の戸は、令第112条第19項第二号に規定する防火設備となっているか 上記の戸は、避難方向に開くものとなっているか 階段は耐火構造とし避難階まで直通するものとなっているか 	<input type="checkbox"/>

屋外避難階段の構造	<ul style="list-style-type: none"> 階段を出入口以外の開口部（開口面積が1㎡以内ではめごろしの防火設備は除く）から2m以上の距離に設けているか 屋内から階段に通ずる出入口には令第112条第19項第二号に規定する防火設備となっているか 上記の戸は、避難方向に開くものとなっているか 階段は耐火構造とし避難階まで直通するものとなっているか 	<input type="checkbox"/>
特別避難階段の構造	<ul style="list-style-type: none"> 屋内と階段とはバルコニー又は付室を通じて連絡しているか 階段室又は付室の構造が告示で定めた構造方法を用いるものか又は大臣認定を受けたものであるか 階段室・バルコニー又は付室を耐火構造の壁で囲んでいるか 階段室及び付室の天井・壁の仕上げ及び下地は不燃材料か 階段室に採光上有効な開口部又は予備電源付の照明設備を設けているか 階段室・バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が1㎡以内ではめごろしの防火設備は除く）は、階段室・バルコニー又は付室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く）から90cm以上離し、かつ、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けているか 階段室には屋内に面する開口部（バルコニー又は付室に面するものを除く）を設けていないか 階段室にバルコニー又は付室に面して窓を設ける場合、はめごろし戸を設けているか 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には令第112条第19項第二号に規定する特定防火設備を設けているか バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には令第112条第19項第二号に規定する防火設備を設けているか 上記の出入口の戸は、避難方向に開くものとなっているか 階段は耐火構造とし避難階まで直通するものとなっているか 建築物の15階以上又は地下3階以下の各階における階段室及びバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階における居室の床面積の一定割合以上であるか 	<input type="checkbox"/>
屋外への出口	<ul style="list-style-type: none"> 避難階における屋外への出口 ①階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、令第120条に規定する数値以下であるか ②居室（避難上有効な開口部を有するものを除く）から屋外への出口の一に至る歩行距離は、令第120条に規定する数値の2倍以下であるか 	<input type="checkbox"/>
屋上広場等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニー等 ①安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けているか 	<input type="checkbox"/>
24. 排煙設備の設置は適切か		
排煙設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> 法別表1（い）欄(1)～(4)に該当する特殊建築物で延べ面積>500㎡のもの ①建築物全体に排煙設備を設けているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 階数≥3かつ延べ面積>500㎡の建築物 ①建築物全体に排煙設備を設けているか ②高さが31m以下の部分で100㎡以内ごとに防煙壁で区画された居室（排煙上の無窓居室を除く）は設置不要 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積>1000㎡の建築物における床面積>200㎡の居室 ①当該居室に排煙設備を設けているか ②高さが31m以下の部分で100㎡以内ごとに防煙壁で区画された居室（排煙上の無窓居室を除く）は設置不要 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> 排煙上の無窓居室（排煙上有効な開口部の面積<床面積×1/50） ①当該居室に排煙設備を設けているか ※無窓居室の判定の注意点 ・天井から80cm以内の部分の有効部分としているか ・開口部に引き違い窓が設けられている場合、有効部分を1/2として算定しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合、設置不要 ①法別表第1（い）欄（2）項の特殊建築物のうち床面積が100㎡（共同住宅の住戸：200㎡）以内に防火区画された部分 ②学校・体育館・ポーリング場・水泳場・スポーツ練習場等 ③階段の部分、昇降機の昇降路の部分（乗降ロビーを含む）等 ④機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫等で主要構造部が不燃材料でつくられたもの等 ・火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分（平12年告示第1436号）の適用を受けるもの ①第一号～第四号のいずれかに適合するか ・一定の区画をした部分を別の建築物とみなして排煙設備の規定を適用する場合 ①開口部のない準耐火構造の床、壁又は令第112条第19項第一号イ・ロ及び第二号ロに規定する防火設備で区画されているか 	<input type="checkbox"/>
防煙壁	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃材料でつくり又はおおわれているか ・垂れ壁の場合、天井面から50cm以上下方に突出しているか 	<input type="checkbox"/>
排煙設備の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積500㎡以内ごとに防煙壁で区画しているか ・排煙口は防煙区画の各部分から水平距離30m以内の位置にあるか ・排煙口を天井から80cm以内で防煙壁の下端より上方に設けているか ・所定の基準を満たす手動開放装置を設けているか ・自然排煙の場合、防煙区画部分の床面積の1/50以上の開口面積を有しているか 	<input type="checkbox"/>
緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・天井高≥3mの部分：一定の条件を満たせば、500㎡以内ごとに防煙区画をしたものとみなす ・天井高≥3mの建築物又は建築物の部分：排煙口を床上2.1m以上かつ天井（天井のない場合は屋根）の高さの1/2以上の部分で、防煙壁の下端より上方に設ければよい 	<input type="checkbox"/>

25. 非常用照明装置の設置は適切か		<input type="checkbox"/>
非常用照明装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法別表1(イ)欄(1)～(4)に該当する特殊建築物 ・階数≥ 3で延べ面積$>500\text{m}^2$の建築物 ・延べ面積$>1000\text{m}^2$の建築物 ・採光上の無窓居室(採光上有効な開口部の面積$<$床面積$\times 1/20$) <ul style="list-style-type: none"> ①居室に設置されているか ②居室から地上に通ずる廊下、階段等(採光上有効に直接外気に開放されたものを除く)に設置されているか ③その他通常照明装置を要する部分に設置されているか 	<input type="checkbox"/>
非常用照明装置の設置の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の場合、設置不要 <ul style="list-style-type: none"> ①一戸建の住宅又は長屋、共同住宅の住戸 ②病院の病室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室等 ③学校(夜間に授業を行う課程を置くものを除く)、体育館、ボーリング場、水泳場等 ④平12年告示第1411号の適用を受ける居室の部分 	<input type="checkbox"/>
平12年告示第1411号の適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・避難階にある居室 <ul style="list-style-type: none"> ①採光上有効な開口部を有しているか ②屋外への出口までの歩行距離が30m以下であるか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難階の直上階又は直下階にある居室 <ul style="list-style-type: none"> ①採光上有効な開口部を有しているか ②避難階の屋外への出口又は屋外避難階段に通ずる出口までの歩行距離が20m以下であるか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積30m^2以下の居室(ふすま等で仕切られた2室は1室とみなす)で①又は②に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①地上への出口を有しているか ②当該居室から地上に通じる部分に非常用照明を設けるか又は採光上有効に外気に開放されているか 	<input type="checkbox"/>
26. 非常用の進入口の設置は適切か		<input type="checkbox"/>
非常用の進入口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さ31m以下にある3階以上の階 <ul style="list-style-type: none"> ①非常用の進入口又はこれに代わる開口部を設けているか ②非常用エレベーターを設置している場合は設置不要 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・路地の幅が4m未満の路地状敷地の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①路地状部分の幅員が2m以上であるか ②地階を除く階数が3であるか ③特殊建築物以外の用途であるか ④非常用の進入口等(当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む)が、道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されているか 	<input type="checkbox"/>
非常用の進入口等の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用の進入口を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ①各階の外壁面で道又は道に通ずる幅員4m以上の通路・空地に面する部分に設けているか ②40m以下の間隔で設けているか(外壁端部から20m以下) ③進入口の寸法は幅75cm以上、高さ1.2m以上で、床面から下端までの高さが80cm以下であるか ④外部から開放し又は破壊して進入できる構造であるか ⑤進入口に奥行1m以上、長さ4m以上のバルコニーを設けているか ⑥進入口又はその近くに赤色灯の標識の掲示及び正三角形の赤色の表示をしているか 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用進入口に代わる開口部を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ①各階の外壁面で道又は道に通ずる幅員4m以上の通路・空地に面する部分に設けているか ②外壁の長さ10m以内ごとに設けているか ③開口部の寸法は幅75cm以上で高さ1.2m以上、又は直径1m以上の円が内接するものか ④格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有していないか ※開口部に正三角形の赤色の表示を指導される場合がある 	<input type="checkbox"/>

27. 非常用エレベーターの設置は適切か		<input type="checkbox"/>
非常用エレベーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ>31mの建築物 <ul style="list-style-type: none"> ①非常用エレベーターを設置しているか ②高さ31mの計り方は階の中心で検討しているか 	<input type="checkbox"/>
非常用エレベーター設置の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する場合は、設置不要 <ul style="list-style-type: none"> ①高さ>31mの部分が階段室・機械室・装飾塔・物見塔等の場合 ②高さ>31mの部分の各階の床面積の合計≤500㎡の場合 ③高さ>31mの部分の階数≤4、かつ主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分を100㎡以内ごとに防火区画したもの ④高さ>31mの部分が機械製作工場・不燃性の物品を保管する倉庫等で主要構造部が不燃材料で造られたもの 	<input type="checkbox"/>
非常用エレベーターの設置台数	・高さ>31mの部分で、床面積が最大の階の床面積≤1,500㎡の場合、1基以上設置しているか	<input type="checkbox"/>
	・高さ>31mの部分で、床面積が最大の階の床面積>1,500㎡の場合、4,500㎡以下であれば2基、4,500㎡を超える場合は3,000㎡以内を増すごとに1基ずつ加えた台数以上設置しているか	<input type="checkbox"/>
非常用エレベーターの構造	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降ロビー <ul style="list-style-type: none"> ①各階（避難階を除く）において屋内と連絡しているか ②バルコニーを設けているか（昇降路又は乗降ロビーの構造が、大臣が定める構造方法を用いるか又は大臣の認定を受けたものである場合を除く） ③上記の大臣が定める構造とする場合、平28年告示第697号の規定に適合しているか ④出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く）に令第123条第1項第六号の特定防火設備を設けているか ⑤窓、排煙設備又は出入口を除き耐火構造の床・壁で囲っているか ⑥天井・壁の仕上げ・下地とも不燃材料でしているか ⑦床面積は非常用エレベーター1基につき10㎡以上あるか ⑧予備電源つきの照明設備を設けているか ⑨見やすい方法で積載荷重・最大定員、非常用エレベーターである旨等を明示した標識を設置しているか ・昇降路等 <ul style="list-style-type: none"> ①非常用のエレベーター2基以内ごとに耐火構造の床・壁で囲っているか ②避難階において、昇降路の出入口又は非常用のエレベーターの乗降ロビーの出入口から屋外への出口までの歩行距離が30m以内であるか ③上記②の屋外への出口は道又は道に通ずる幅員4m以上の通路等に接しているか 	<input type="checkbox"/>
28. 敷地内通路の設置は適切か		<input type="checkbox"/>
避難上・消火に必要な敷地内通路の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する場合、屋外避難階段及び避難階の出口から道路等に通ずる幅員1.5m以上の通路を敷地内に設けているか <ul style="list-style-type: none"> ①法別表1（い）欄(1)～(4)に掲げる特殊建築物 ②階数≥3の建築物 ③採光上又は排煙上の無窓居室を有する建築物 ④延べ面積>1000㎡の建築物（敷地内に2棟以上ある場合、その延べ面積の合計） 	<input type="checkbox"/>
緩和	・階数≤3かつ延べ面積<200㎡の建築物：敷地内通路の幅員は90cm以上	<input type="checkbox"/>
■設備関連規程		
29. 給排水衛生ガス設備		
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽設置場所は適正か ・受水槽周りの離隔寸法は適正か ・受水槽室に汚染する可能性のある配管はないか ・受水槽の管理等は適正か ・配管材料は適正か ・上水と中水、井水の混合はないか ・配管の区画貫通は適正か 	<input type="checkbox"/>
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の区画貫通は適正か ・給湯設備の安全装置は適正か 	<input type="checkbox"/>
排水通気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・配管材料は適正か ・配管の区画貫通は適正か ・排水槽の構造は適正か ・排水阻集器の位置、構造は適正か ・排水トラップ、通気管の位置、構造は適正か ・敷地外放流先は適正か ・敷地内処理（浸透処理等）は適正か 	<input type="checkbox"/>
排水処理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員、処理水量は適正か ・浄化槽の構造、処理方式は適正か ・浄化槽の設置場所は適正か ・放流先、放流方法は適正か ・放流協議は為されているか 	<input type="checkbox"/>
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・配管材料は適正か ・配管の区画貫通は適正か ・ガス器具の構造、仕様、排気筒の構造は適正か ・ガス栓、器具接続方法は適正か ・ガス漏れ警報は適正か ・LPGタンク、集合装置の構造、位置、容量は適正か 	<input type="checkbox"/>
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備の設置が消防法の規制に適合しているか ・消火設備の構造、位置は適正か ・排煙免除の消火設備は適正か ・面積区画緩和のスプリンクラー等の設備は適正か ・配管材料は適正か ・配管の区画貫通は適正か ・排煙設備緩和の消火設備は適正か 	<input type="checkbox"/>

30. 空調換気設備		
機器設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等火気使用機器の位置は適正か ・煙突の構造、高さは適正か ・冷却塔の設置位置は適正か 	<input type="checkbox"/>
配管設備	<ul style="list-style-type: none"> ・配管材料、断熱材は適正か ・配管の区画貫通部分の仕様は適正か 	<input type="checkbox"/>
空調、換気、ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ダクトのルート、使用材料は適切か ・区画貫通部分、界壁貫通部分のF D等は適正か ・ダクトの点検口、検査口は適正か ・給気口の位置、高さ、構造は適正か ・火気使用室の換気経路は確保できているか ・火気使用室の換気量は確保できているか ・窓に代わる機械換気量は確保できているか ・映写室の換気筒の位置は適正か ・便所の換気装置の構造は適正か ・エレベーター機械室の換気設備の位置、換気量は適正か ・中央管理方式の空調有効換気量、フィルターの構造は適正か 	<input type="checkbox"/>
24時間換気	<ul style="list-style-type: none"> ・必要換気回数、換気量は確保できているか ・給気口、排気口の位置は有効に換気できる位置か ・換気経路は確保できているか ・FANは必要静圧が有るものを選定しているか 	<input type="checkbox"/>
機械排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備の設置は「24」にてチェック ・排煙機の仕様、設置位置は適正か ・排煙機の必要静圧は確保できているか ・排煙口の大きさ、構造、位置は適正か ・排煙口開放装置の構造、位置、取り付け高さは適正か ・非常用エレベーターの乗降ロビー排煙設備は適正か 	<input type="checkbox"/>
31. 電気設備		
予備電源	<ul style="list-style-type: none"> ・予備電源の負荷の容量と数は合っているか ・予備電源の容量は適正か（容量計算は合っているか） ・予備電源に係る負荷機器の電気配線は適正か ・予備電源装置の設置場所は適正か 	<input type="checkbox"/>
配線配管	防火区画貫通は「19」にてチェック (幹線、電灯、動力、弱電設備すべてが該当)	<input type="checkbox"/>
非常用照明装置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明装置は「25」にてチェック ・非常用エレベーターの乗降ロビーの非常用照明装置の位置は適正か 	<input type="checkbox"/>
火災報知設備(連動制御設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器、受信盤、連動制御器、自動閉鎖装置等の機器類の種別、位置は適正か ・電気配線は適正か 	<input type="checkbox"/>
住宅用防災機器	・住宅用防災機器の位置、種別は適正か	<input type="checkbox"/>
ガス漏れ警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ警報器の位置は適正か ・ガス漏れ警報器の電気配線は適正か 	<input type="checkbox"/>
避雷設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20mを超える建築物か ・建築物の高さ20mを超える部分を保護できているか ・構造方法はJIS A4201-2003又はJIS A4201-1992に適合しているか ・腐食しにくい材料を用いるか、又は腐食防止の措置が講じてあるか ・受雷部の位置及び構造は適正か ・引下げ導線の位置及び構造は適正か ・接地部の位置及び構造は適正か 	<input type="checkbox"/>
32. 昇降機		
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの用途は適正か ・昇降路の壁及び開口部の位置、扉の構造は適正か ・エレベーター機械室の面積、天井高さ、出入口階段の構造は適正か ・乗降扉の構造は適正か ・オーバーヘッド、ピット深さは適正か ・非常用救出口の位置、構造は適正か 	<input type="checkbox"/>
非常用エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用エレベーターの設置は「27」にてチェック ・非常用エレベーターと一般用エレベーターの乗降ロビーの兼用は適正か 	<input type="checkbox"/>
エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配、揚程、定格速度は適正か ・挿まれ防止、障害物への衝突防止処置は適正か 	<input type="checkbox"/>
小荷物専用昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機の用途、積載量は適正か ・昇降路の周囲の壁及び開口部の位置構造は適正か ・昇降機の扉は適正か ・安全装置は適正か 	<input type="checkbox"/>